

各自治会長 様

日本赤十字社 小清水町分区長 小清水町長 久保 弘志

## 令和6年能登半島地震災害義援金のお願いについて

日頃より、赤十字活動の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年1月の能登半島地震災害により、各地で多数の方々が生命や財産または身体に危害を受け、津波や土砂災害など甚大な被害が生じています。

本町では、この災害で被災された方々を支援し、被災地の一日も早い復興に協力するため、日赤小清水町分区を窓口として災害義援金を受け付けます。

つきましては、義援金箱を下記のとおり設置しますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

町民の皆さまから寄せられた義援金は、日本赤十字社北海道支部を通じて、全額を被災された方々にお届けいたします。

### 記

#### 1. 設置場所及び設置時間（土・日・祝日を除く）

設 置 場 所	設 置 時 間
防災拠点型複合庁舎	月～金曜日 8:45～17:30

#### 2. 受付期間 令和6年1月11日（木）～令和6年12月27日（金）

#### 3. その他

- ① 義援金は、所得税等の寄附金控除の対象となります。
- ② 寄付金控除を受けるには「受領証」が必要となりますので、事前に職員までお申し出ください。

## あなたの善意を被災者の支援・被災地の復興に！

※ 被災地の受入態勢を考慮し、個人の方からの救援物資（衣類・毛布等）は受け付けしておりませんのでご了承ください。

※ “災害義援金詐欺” にご注意ください。役場の職員が訪問したり、電話やファックスでの義援金の振込をお願いすることは、絶対にありません。

（お問い合わせ先：役場保健福祉課 福祉介護係 ☎62-4473）